

令和8年度 大田区 認証保育所の指導検査の概要

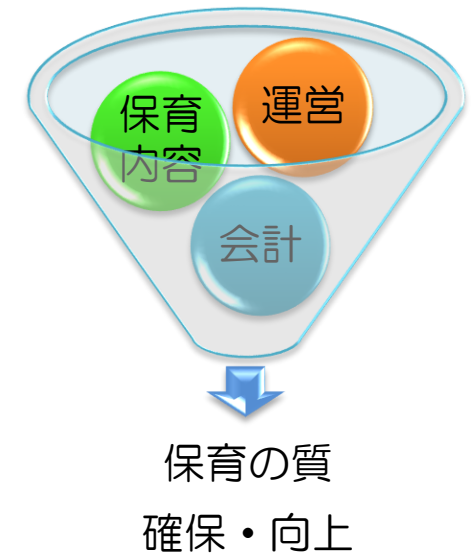
大田区 福祉部 福祉管理課 法人指導担当

指導検査 概要編

- 1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
- 3 SDXの共同利用について
- 4 区の立入調査（指導検査）の流れ
- 5 令和7年度主な指摘・指導事項（認証保育所）
- 6 大田区指導検査結果の公表

1-1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。
- (指導検査実施方針)



■ 立入調査（指導検査）の法的根拠

(1) 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条 及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が
市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠

(2) 大田区認証保育所事業実施要綱第4条（助言・指導）

第4条 区長は、設置者に対し、東京都実施要綱16に定められた指導検査を行うほか、次に掲げる事項について報告を求め、又は職員をして実地に調査させ、助言又は指導することができる。

- (1) 保育内容等に関する事。
- (2) 事故、過失等があった場合は、その内容に関する事。
- (3) その他区長が必要と認める事。

1-2 立入調査（指導検査）の根拠

■立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉局のホームページで公表） ←

（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 東京都の要綱

- ・ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日 12福子推第1157号）
- ・ 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日 15福子推第1032号）

■ 大田区の要綱

- ・ 大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年9月21日決定）
- ・ 大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日決定）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ① 施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、補助要綱の要件、利用者負担額等の受領に関する内容
- ② 管理運営に関する内容（規程の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③ 設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④ 他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

■ 指導監督に関する基準

- ・ 東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉局指導監査部制定）
- ・ 大田区認証保育所指導検査基準（大田区こども未来部保育サービス課制定）

1 SDX導入の目的

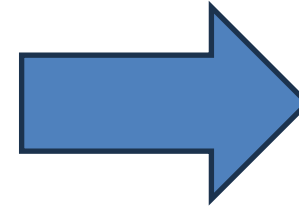
社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）

→東京都が、指導検査業務のDX化のために令和5年度から運用しているシステム。

SDXを使用した事業者のアンケートの結果

「提出物の郵送が不要になること」

「指導検査関係の情報が1カ所に集約」



**事業者の
事務負担軽減**

区市町村共同利用

他の自治体も同一のシステムを使用することで、事業者及び行政の負担軽減につながることから、都は**令和8年度以後SDXの区市町村共同利用を開始。**

大田区の保育指導検査では、本年度からSDXを導入する。

2 SDXの活用場面

集団指導講習会

3-4. 集団指導動画の視聴方法 (1/2)

□利用シーン

- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業以外)
- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業)
- 集団指導動画を視聴するとき

□事前作業

- 集団指導実施に関するメールを受領していること
- 「1-1. ログイン方法 (初回ログイン)」 「1-2. ログイン方法 (2回目以降)」 に沿って事業者ポータルにログインしていること、もしくは、集団指導受講用URLが共有されていること

- 集団指導受講用URLは、検査実施自治体から送られた集団指導実施に関するメール内に記載されています
- 集団指導受講用URLへアクセスすると、直接動画視聴画面に遷移します

□操作手順

- ① 集団指導検査の「動画視聴ページへ」をクリックする

※ 操作は次のページも続きます



■ 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業)
動画視聴・テスト回答が完了すると事業者ポータル上から動画視聴できないため、動画を再視聴したい場合は、集団指導受講用URLから視聴ください

実地指導

施設調査書

2-3. 指導検査、施設調査書画面説明

□PC端末、タブレット端末

(一般指導検査・施設調査書・集団指導 (居宅訪問型保育事業))

・指導検査、施設調査書の基本情報

・ファイル提出時に利用
(「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・提出したファイルの一覧
(「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・検査実施自治体提供ファイルの一覧
(「3-2. 検査実施自治体から提供された資料の確認方法」に詳細記載)



・トップページ画面へ移動する際にクリック

・検査実施自治体への質問時に利用
(「3-3. 検査実施自治体への質問・確認方法」に詳細記載)

・チャットボット
・質問や不明点がある際にクリック

〔出典〕 事業者ポータル操作マニュアル-V1.23.

3 SDXへのログイン方法

以下のリンク先にアクセス

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/system>

(社会福祉施設等に対する指導検査業務システム - 東京都福祉局)

指導検査 事業者ポータルサイト > ログインページ をクリック

ログインページの「システムの利用マニュアルは[こちら](#)」 をクリックし、事業者ポータル操作マニュアルをご覧ください。

初回は、【東京都】SDXへの登録について（初回パスワード設定）というメールからログインしてください。

2回目以後のログインは、<https://fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp>にアクセスし、ユーザ名（メールアドレス）とパスワードを入力してログインしてください。

4 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）（5週間前に連絡）
- ② 実地検査の実施（**検査は1日（午前9時30分～午後4時）を予定**）←
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査
への反映

2 確認監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8）

上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても確認監査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

5-1 令和7年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 運営管理

No	文書指摘	件数
1	床に敷くマットに防炎加工がない箇所があった。	1
2	2方向避難が確保されていない保育室があった。	1
3	消火訓練を実施していない月があった。	1
	合計	3

5-2 令和7年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 保育内容

No	文書指摘	件数
1	調理・調乳担当者の検便が未実施である事例があった。	2
2	児童の（入所時・定期）健康診断が未実施の事例があった。	2
3	献立表が未作成の事例があった。	1
4	児童の事故防止に配慮していない事例があった。	1
5	調理・調乳担当者の健康チェックが未実施である事例があった。	1
	合計	7

■ 会計経理

No	文書指摘	件数
	なし	

5 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ① 保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的に改善の取組みをできるように促す。
- ② 保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民・利用者の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ① 大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査 ⇒ 保育施設の指導検査結果)
- ② 検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容 ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、区が所管する社会福祉法人、介護・障がい福祉サービス事業者及び保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査 (検査) 結果報告書」を、大田区福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査 (検査) ⇒ 指導監査 (検査) 結果報告書)